

船 舶 明 細

イーライン株式会社
TEL:052-618-5088
FAX:052-618-5066

船 名	第八雄祥
船 舶 番 号	第273－8983号
総 ト ン 数	19.00t
長さ×幅×深さ	11.95×5.60×1.90(m)
馬 力	三菱重工業 500PS×2
速 力	10kt
航 行 区 域	沿海区域
船 質	鋼
建 造 年 月	平成8年11月
旅 客 定 員	10名
船 籍 港	愛知県名古屋市
警 戒 通 信 設 備	GPS・国際VHF無線・レーダー AIS・IP無線・業務無線
救 命 設 備	救命浮器 1個(12人用) 救命胴衣 12着
船 舶 検 査 証 交 付 年 月 日	令和6年7月10日

船舶検査証書

沼津 第2-769号(書換)

船種及び船名		船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号		船籍港又は定係港	
汽船 第八雄祥		第273-8983号		愛知県名古屋市	
総トン数又は船舶の長さ		用途		船舶所有者	
19トン (11.95メートル)		揚錨船兼曳船兼押船兼交通船		イーライン株式会社	
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、 (1) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域、並びに、 (2) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。				
最大とう載人員	旅客	交通船の場合	10人	その他の場合	0人
	船員	交通船の場合	2人	その他の場合	2人
	その他の乗船者	交通船の場合	0人	その他の場合	10人
	計	交通船の場合	12人	その他の場合	12人
制限気圧					
その他の航行上の条件		・船舶安全法施行規則第2条第2項第3号ロからチに掲げるバージと結合して一体となって航行することを禁ずる。 (同規則第13条の6のただし書きの規定の適用を受ける場合を除く。)			
有効期間		令和8年11月28日まで			
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和8年3月27日(名古屋) 日本小型船舶検査機構					

